「男性の子育て参画促進事業」実施業務委託プロポーザル仕様書

1 目的

核家族化の進展や共働き家庭の増加に伴い、子育てにおける男性の役割が重要となる中、本県における男性の家事や育児関連時間が女性に比べて低い現状や、男性の子育てへの不安が高まっている状況を踏まえ、男性が楽しく気軽に子育てに参画できるようなきっかけづくりの提供や、子育てに参画する意義等の普及啓発などを目的とした、以下の事業を行うことにより、男性の子育てへの参画促進を図る。

- (1) パパの子育て参画キャンペーン (仮称)
- (2) キャンペーン連動イベントの開催
- (3) キャンペーン PR キャラバンの実施
- (4) 家事・育児実践ワークショップの開催

2 業務委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日(水)まで

3 委託料上限額

4,500,000円(消費税及び地方消費税)

4 業務の内容

(1) パパの子育て参画キャンペーン (仮称)

家族で育児・家事について話し合うきっかけづくりのツールとなる育児・家事参画シートを作成し、シートでの取組及び取組の様子を題材とした写真を募集するキャンペーンの企画、運営及び管理を行う。

※キャンペーン名称は仮称のため、分かりやすく、周知効果のある名称を提案すること。

①育児・家事参画シートの作成・配布

- ・シートは、家族の現状の育児・家事分担(見える化)、理想の分担(目標設定)をもとに各家庭でキャンペーン期間中に育児・家事に取り組む内容とし、取組の振り返り(感想、気づき等)を記載できるようにすること。
- ・また、シートは一部を切り取り、郵送で提出できるようにするなど、参加者が応募しやすい工夫を盛り込み、男性が子育てに参画する意義・大切さや、お役立ちコラム等を記載するとともに、参加者(男性)が男性の子育て参画に前向きな気持ちになったかを計測できる項目を設けること。
- ・各市町や関係団体・施設、後述の(2)~(4)等において配布・活用するものとする。 そのほか、集客効果を高める広報手段がある場合は具体的に提案すること。
 - ※企画提案では、シートの名称も含めて提案すること。また、育児・家事の参画シートの見本を提示すること(参考に項目案を添付するが、これにとらわれるものではない)

②フォトコンテストの実施

- ・フォトコンテストは、育児・家事の取組の様子を写真で応募してもらうことで、男性が 子育てに参画している様子が視覚的に伝わり、育児・家事に参画することの楽しさや大 切さを広く効果的に普及させることを目的として実施するものとする。
- ①のシートと一体として応募できるものとする。
- ・応募作品は選定の上、表彰するものとし、応募された作品は、男性の子育て参画促進事業の PR 写真などへの使用を想定すること。
 - ※フォトコンテストの名称も含めて提案すること。

③WEB サイトの作成

- ・キャンペーンの募集及び後述の(2)~(4)の内容を集約し、男性の子育て参画に資する情報を発信する専用サイトをキャンペーン開始日までに、(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団(以下、「財団」という)ホームページ上に作成(バナー含む)し、運用すること。なお、専用サイトは、財団が所有するサーバー内に設置することとし、財団職員が管理できる仕様とすること。
- ・スマートフォンでも円滑に閲覧可能な動作環境とすること。

④普及啓発グッズの作成

・後述の(2)、(3)で配付するための、キャンペーン PR グッズを作成すること。 ※PR グッズは、育児や生活に有用なもので、キャンペーンの周知につながるよう男性 の子育て参画へのメッセージやイラストを入れたオリジナル品とする。(例:ウェットティッシュなど)

<キャンペーン期間及びシート取組期間>

- ・キャンペーン期間(応募期間):1~3カ月程度
- ・シート取組期間:2週間程度
 - ※キャンペーンの開始日は、受託事業者が財団と協議の上決定する(概ね9月~11 月までのいずれかの日とする)。

<募集方法>

- ②で作成したWEBサイト及び郵送で応募できるものとする。
- ・応募を促すための工夫(特典等)を検討すること。 特典の設定は、フォトコンテストに応募した方だけでなく、フォトコンテストに応募し ない方にも抽選で特典が当たるようにするなど広く募集を促す工夫を設けること。

例:①取組内容+フォトコンテスト(表彰作品に特典)

②取組内容のみ(キャンペーン参加者全員に抽選で特典)

(2) キャンペーン連動イベントの開催

上記4(1)キャンペーンの周知を図るためのイベント及び取組結果等を表彰するためのイベントの企画、運営を行う。

①キャンペーン周知イベント

• ステージイベント

男性の子育てへの参画促進の趣旨を踏まえ、集客が見込める方のトークショーや、 家族で楽しめるステージショーなどを開催する。

・来場者には、参画シート・PR グッズを配付しキャンペーンへの応募を促すものとする。 ※周知イベントの参加者のうち、キャンペーンに応募した人数が計測できるようにすること(イベントで配付する参画シートにナンバリングする、参画シートを何で知ったかの欄を設けるなど)

②キャンペーン表彰 (フォトコンテスト) イベント

- ・キャンペーン応募作品の表彰式の開催
 - (1) で選定した作品の応募者の表彰を行うものとする。
- ・このほか、被表彰者による男性の子育て参画の取組の事例発表を行うなど、男性の子育 て参画の機運醸成に資する内容とする。

<開催回数・時期>

- ・①②各1回の計2回
 - (①キャンペーン開始またはキャンペーン期間中、②取組結果の表彰時)
- ・具体的な実施時期は、受託事業者が財団と協議の上決定するものとし、2回のうち、1回は子育て支援メッセ(例年 10~11 月頃開催、石川県産業展示館(金沢市))内での開催とする。

<開催場所>

・子育て支援メッセ内での開催を除き、受託者が財団と協議の上、決定するものとする。 会場は、来場が見込める立地、施設、設備が備えられている場所とする。

<広報>

・チラシの作成・配布、(1)の WEB サイト、当日掲出用宣伝物(ポスター(フレーム・イーゼル含む)等)による広報を行うこと。チラシの配布先は、各市町や関係団体・施設等とする。そのほか、集客効果を高める広報手段がある場合は具体的に提案すること。

(3) キャンペーン PR キャラバンの実施

上記 4 (1) キャンペーンの周知を図るため、県内各地において普及啓発活動を行う PR キャラバンの企画、運営を行う。

- ・県内商業施設等でブースを設け、キャンペーンのPRや、男性の子育て参画促進の普及 啓発を実施すること。
- ・来場者には、参画シート・PR グッズを配付しキャンペーンへの応募を促すものとする。 ※商業施設等に立ち寄った親子連れに、ブース内でシートの記入をしてもらえるよう、 滞在時間が長くなる工夫を設けること(例:子どもが楽しめる工作教室の体験など)
 - ※PR キャラバンの参加者のうち、キャンペーンに応募した人数が計測できるようにすること(イベントで配付する参画シートにナンバリングする、参画シートを何で知ったかの欄を設けるなど)

<開催回数・時期>

- ・5回(実施時期はキャンペーン期間中)
- ・具体的な実施時期は、受託事業者が財団と協議の上決定するものとする。

<開催場所>

・地域バランス(能登地区、加賀地区)も考慮しながら、親子連れが立ち寄りやすい 県内商業施設等での開催とする。具体的な場所は、受託者が財団と協議の上、決定 するものとする。

<広報>

・(1)のWEBサイト、当日用宣伝物(のぼり、スタッフ用ユニフォーム(法被、シャツなど)等)による広報を行うこと。そのほか、集客効果を高める広報手段がある場合は具体的に提案すること。

(4) 家事・育児実践ワークショップの開催

家事・育児や子どもとの遊び方などをテーマとした、ワークショップの企画、運営を行う。

- ・家事(掃除・料理)、子どもとの遊び(アウトドア・スポーツ)など、気軽に取り組め、男性(パパ)が実践することで女性(ママ)が喜ぶ内容の体験型講座を実施する。
- ・テーマは、男性(パパ)のみで参加するものと、親子(主にパパと子ども)で参加する ものを想定すること。

男性のみの参加を想定するテーマ (案)

(パパの料理教室、掃除・洗濯講座 等)

親子の参加を想定するテーマ(案)

(キャンプ (毒虫対策、救急救命講座を盛り込む)、スポーツ教室、工作教室等)

- ・各講座の名称も含めた提案とすること。
- ・講師については、各講座のテーマに関するセミナーや研修等の講師経験があるなど適切

な方を選定すること。(講師への謝金は上限10万円を目安とする)

・各講座の実施後にアンケートを集計すること。

<開催回数・時期>

- ・5回(男性のみ参加のテーマ2回以上、親子で参加するテーマ2回以上)
- ・具体的な実施時期は、受託事業者が財団と協議の上決定するものとする。
- ・各回定員30人(15組)程度の規模の想定とする。

<広報>

・チラシの作成・配布、(1)の WEB サイトによる広報を行うこと。チラシの配布先は、 各市町や関係団体・施設等とする。そのほか、集客効果を高める広報手段がある場合は 具体的に提案すること。

5 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、財団や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- ・業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、財団と協議の上、決定するものとする。
- ・事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい生活様式」等に基づき、適切な感染防止策を講じることとする。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施が困難と判断される場合には、直ちに両者 協議の上、これを解決するものとする。また、事業中止の判断をした場合、事業中止決定前に 準備に要した経費については、財団が支払うこととする。
- ・業務の実施にあたっては、法令(景品表示法等)及び別紙「個人情報の取扱いに係る特記事項」 を遵守しなければならない。
- ・業務の執行にあたり、第三者(財団及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合の著作 権等の権利処理を行うこと。
- ・受託者が制作した映像データ、写真、イラスト、文書等の著作権は、財団に帰属するものとする。